

大分城址公園魅力発信イベント実施業務委託 簡易公募型プロポーザル実施要項

1. 業務名称

大分城址公園魅力発信イベント実施業務委託

2. 業務目的

大分城址公園については、平成29年2月に「大分城址公園整備・活用基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、今後においては、歴史的資源を活かした歴史文化観光拠点として形成を図ることとしている。こうした中、基本計画の基本方針である府内城の歴史性や魅力を活かしたイベントの一環として、また、大分城址公園の整備活用に向けた市の取組みを発信することを目的として、府内城をイメージした仮想天守イルミネーション等を実施する予定である。本業務では、イルミネーション点灯期間中に併せてイベント（点灯式、ステージイベント及び映像を用いた体験イベント等）を実施することにより、より一層の府内城の歴史性や魅力発信効果の促進を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約日 ～ 平成30年2月28日

（イルミネーション点灯期間 平成30年1月7日～平成30年2月14日 の39日間）

4. 業務概要

（1）イルミネーション点灯期間中連続して実施するイベント

イルミネーション点灯期間中の39日間連続して、当該イルミネーションを広く市民に周知し、かつ来場者増に繋げることができ、また、大分城址公園と中心市街地商店街等を繋げる仕掛けを有するイベントを企画し、運営（必要に応じた会場設営含む）を行う（「※」に記載あるイベントは必須）。

※城址公園内にて大分市が所有するAR等の体験コーナーを設けること。

※城址公園内にて府内城の模型（幅1.5m四方、高さ1.4m程度の）展示を行うこと。

（2）イルミネーション点灯期間中の週末実施するイベント

イルミネーション点灯期間中のうち、次に記載する日時においては、（1）のイベントとは別にイベントを企画し、運営（必要に応じた会場設営含む）を行う（「※」に記載あるイベントは必須）。

① 1月 7日（日） 17時～18時程度

※城址公園内にて点灯式を実施すること（市長が点灯）

② 1月26日（金） 17時～19時程度

※城址公園内にて点灯式を実施すること（有名人が点灯）

③ 1月27日（土） 11時～17時程度

※城址公園内にてステージを設けて薪能あるいは神楽を実施すること

なお、上記記載のイベント実施時間帯については、あくまで目安であり、企画提案を限定させるものではない。

（3）広報

イベント実施に必要な広報を行うこと。

5. 業務における注意事項

- ① 来場者への安全面、衛生面での配慮や雨天時、荒天時対策について配慮すること。
- ② イベント会場の周辺住民の市民生活に騒音等による悪影響を及ぼさないこと。
- ③ イベントの実施に伴い排出される廃棄物の適正な処理をすること。
- ④ イベントの記録（記録写真の撮影等）を行うこと。
- ⑤ 開催にかかる費用は、本要項に特別の記載があるものを除き、全て受託者の負担とする。
- ⑥ イベント終了後は、速やかに会場の原状回復を行うこと。
- ⑦ 仮想天守の眺望を損ねることのないイベント配置計画とすること。
- ⑧ イベントの開催場所は、必ずしも城址公園内でもなくとも良い（「4. 業務概要」中の「※」に記載あるものを除く）。
- ⑨ イルミネーション点灯期間中の城址公園内の利用可能スペースについては、別添資料による。
- ⑩ 点灯式は、原則ステージを用いて実施すること。
- ⑪ 点灯を行う有名人の出演依頼は大分市が行うものとし、出演料の支払いは、本業務契約金額に含まない。
- ⑫ イベント実施に伴い必要な諸手続きは本業務にて行う。
- ⑬ AR等の体験コーナー及び府内城の模型展示スペースは、コンテナハウス等を用いて、屋内とすること。
- ⑭ AR体験スポット3箇所の目印となる施設（立て看板等）を設置すること。
- ⑮ 市民団体（大分市中央町2丁目）が所有する府内城の模型の搬入、設置、搬出等は本業務にて行うこと。

6. 委託業務の進め方

- ・必要な協議は随時行うこととし、本要項に定めのない事項については、協議の上、これを定めることとする。

7. 委託成果品

- ・業務終了後、速やかに開催状況が確認できる写真データ等を含む事業実績報告書2部（電子データ含む）を提出すること

8. 留意事項

業務の遂行にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 1者1提案とし、複数提案を禁止する。
- (3) 提出後の書類の差替え、修正、追加は認めない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提案書等に記載されている事項は、原則として契約時の仕様書の基となるが、全ての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、事務局と受託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (7) 文化財保護法など関係法令を順守すること。
- (8) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (9) 受託者は、業務を円滑に遂行するために本市、並びに大分城址公園仮想天守設置業務委託及び大分城址公園イルミネーション設置業務委託の業務受託者と随時打合せを行うこととする。
- (10) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による報告書の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

9. 業務委託予算上限額

8,000千円（税込）

10. 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、種目コード38：「サービス業」の取扱品目コード01：「催事設営・企画」について、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

11. 参加申込み

本提案競技への参加意向者は、下記のとおり申込みこと。

- (1) 参加申込書（様式-1）の提出期限・提出方法
平成29年10月26日（木）17：00までに、持参、郵送（必着）または電子メールで提出すること。
- (2) 提出先
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎7階
大分市都市計画部まちなみ企画課 企画調整担当班
E-mail : matikikaku@city.oita.oita.jp
TEL : 097-574-6628
- (3) 提出書類
「参加申込書」（様式-1）

12. 質疑

文書（A4判、書式自由）により行うものとし、持参、郵送（必着）、ファックス、電子メールのいずれかの方法とする。

なお、文書には貴社の担当窓口の部署、担当者氏名、電話、ファックス番号、電子メールアドレスを併記すること。

(1) 質疑の受付期間

平成29年10月19日（木）から平成29年10月26日（木）17:00まで

(2) 提出先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎7階

大分市都市計画部まちなみ企画課 企画調整担当班

E-mail: matikikaku@city.oita.oita.jp

TEL: 097-574-6628

FAX: 097-534-6120

(3) 回答

平成29年10月30日（月）までに、全ての質問に対して、提案競技参加者全員に電子メールで回答する。

13. 提案書等の提出

(1) 提案書の種類

- ① 企画提案書
- ② 参考見積書（内訳書を添付すること）

(2) 留意事項

次に掲げる留意事項を遵守し、提案書一式を作成すること。

- ① 作成及び提出に要する各種費用は、提案者の負担とする。
- ② 企画提案書用紙はA3判2枚以内とし、任意の様式で作成すること（文字サイズは10.5pt以上とすること）。
- ③ 必要に応じて別途イベント会場レイアウト図等の資料を添付すること（用紙はA3判1枚以内とすること）。
- ④ 定量的に把握可能なものについては、可能な限りその数量を明記し、それが困難なものについては文書で簡潔に記載すること。
- ⑤ 企画提案書の右上には会社名を記載すること。

(3) 企画提案書に記載する内容について

企画提案書は次に掲げる項目ごとに記載すること。

- ① 当該業務の実施方針
- ② イベントの内容及び構成時間等

- ③ 実施スケジュール
 - ④ 当該業務の実施体制
 - ⑤ 類似業務の実績
 - ⑥ 雨天・荒天時の実施内容、会場運営
 - ⑦ 当該事業を実施するに当たっての特色及び優位性
- (4) 提案書一式の提出期限・提出方法
- 平成29年11月8日(水) 17:00までに、持参または郵送(必着)による提出とする。
- (5) 提出先
- 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎7階
大分市都市計画部まちなみ企画課 企画調整担当班
TEL: 097-574-6628
- (6) 提出部数
- 7部
- (7) その他
- ・提出期限に遅れた場合は、失格とする。
 - ・提案書の作成にかかる費用は、提案者の負担とする。

14. 選考

(1) 選考方法

提出された提案書一式及びヒアリングの実施により、選考委員会において、評価基準により最高点を得た者を優秀提案者として、また、次点までを選考する。なお、具体的な評価項目及び基準と配点は、別添「評価基準」によるものとする。

ただし、最高点を得た者が複数となった場合、以下の基準により優秀提案者を決定する。

1. 評価基準の「②実施方針」の合計得点の最高点を得た者を優秀提案者とする。
2. 1の結果においても最高点を得た者が複数となった場合、評価基準の「①実施体制」の合計得点の最高点を得た者を優秀提案者とする。
3. 2の結果においても最高点を得た者が複数となった場合、評価基準の「③参考見積に関する確認」の合計得点の最高点を得た者を優秀提案者とする。

(2) ヒアリングの実施

- 日時 平成29年11月10日(金) 13:30~17:00(予定)
- 場所 大分市役所議会棟第4委員会室
- 内容 提出された提案書一式を使用してプレゼンテーションを10分、提案書一式に対して質疑応答を10分、計20分のヒアリングを行う。

(3) 選考過程の非公開

選考委員会は非公開とする。また、選考結果及び選考内容についての質問及び異議申

し立ては一切受け付けない。

(4) 結果通知

選考結果は、選考会の実施から10日以内に全提案者に対して文書にて通知する。

15. 契約

選考結果に基づき、最も優秀と認められる提案者を決定し、業務委託契約手続きを行う。なお、最も優秀と認められる提案者と契約締結に至らない場合については、次点の事業者と業務委託契約手続きを行うこととする。

16. その他

- (1) 提出された提出物等の一切の書類は返却しない。
- (2) 提案書等に関する著作権は、これを提出した提案競技参加者に帰属する。
- (3) 提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加を無効とする。
- (5) 原則として提案書等に記載された内容の変更を認めない。
- (6) 参加業者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には当該参加者を契約の相手方として選定する。
- (7) 本提案競技は、事業者の選定を目的としたものであり、決定者の提案に沿って原則、業務を実施することとするが、詳細については、契約締結後における発注者との協議により決定する。

17. 連絡先（事務局）

大分市 都市計画部 まちなみ企画課

企画調整担当班 担当：後藤、梶原

TEL：097-574-6628

FAX：097-534-6120

E-mail：matikikaku@city.oita.oita.jp